

介護予防・日常生活支援総合事業をご活用下さい!

要介護認定で要支援に認定された方及び、総合事業対象者と判定された方が対象となります。「訪問型サービス」と「通所型サービス」として今までの介護予防サービスと変わりなくご利用いただけます。ホームヘルプサービス・デイサービス、ともに妙義会でご支援できますのでご利用ください。また、サービス利用回数も実費負担により増やす事が出来るようになりました。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では こんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

要支援1	週2回まで	2,349 円/月
要支援2	週3回まで	3,727 円/月
	※週1回	1,176 円/月



通所型サービス

要支援1	週1回まで	1,897 円/月
要支援2	週2回まで	3,653 円/月

運動器機能向上運動
加算225円含む
※別途食事代650円(1食)



実費負担頂く事で、限度回数を超えての利用が出来るようになりました。

通所型予防サービス事業

送迎・入浴・昼食・施設利用料込 2,000円/回



いずれも妙義会と「介護予防通所介護・総合事業契約」をしている方が対象となります。ご不明な点は、事業所管理者・相談員にご相談ください。

この他にも富岡市独自のサービスがあります。どんどん活用して、いきいき元気に介護予防に取り組みましょう!!

連絡先

妙義会デイサービスセンター	0274-70-7200
デイサービスセンター みょうぎ	0274-64-8821
デイサービスセンター たかた	0274-64-9852